

第11期第13回川崎市男女平等推進審議会摘録

日時	令和7（2025）年2月25日（火）14：00～16：00
場所	川崎市役所会議室（委員はテレビ会議で参加）
出席者	《委員》村尾会長、板井副会長、阿部委員、新井委員、岩崎委員、岡田委員、戒能委員、北野委員、嶋田委員、橋本委員、樋口委員、森委員（12名） ＊欠席者 松本委員 《事務局》人権・男女共同参画室 長沼室長、押田担当課長、高山担当係長、高橋専門調査員 出席者 合計 16名
傍聴者	0名
議題	（1）第6期男女平等推進行動計画の答申について （2）その他

議題（1） 第6期男女平等推進行動計画の答申について

《事務局から、資料1、資料2の説明》

（村尾会長）事務局からの説明について、御意見や御質問あればお願いします。

（戒能委員）資料2について、数点お伝えする。まず、2頁の計画を一体化する意義ついて、「一つ目」の記載が分かりにくいことを懸念する。下から4行目に青字で、「明示することができるようになった点です」とあるが、表現が回りくどく、男女共同参画社会の形成において女性支援を行うことが不可欠であるということが、一体化することの意義であるということが分かりにくい。この本文を生かすのであれば、「不可欠であることを提示しました」などの表現がよいのではないか。また一体化する意義を、二つ目との対比で考えると、下から5行目に「そうした困難を抱える女性が安心して」とあるが、「そうした困難を抱える女性の現状を明らかにすることによって、男女共同参画社会形成に関する（における）課題を提示することができます」といった形でまとめることも案として考えられるのではないか。この点は、他の委員からの御意見も踏まえてもう少し検討したい。次に、5頁の国内の状況の暴力・性被害対策の個所で、DV防止法の改正の説明が法律の文言を引用しているが、改正でどのように変わったのか分かりづらいかもしれない。また「心身に重大な危害を受ける」というのは、改正以前からある。したがって、現在の文の後に、「精神的DVや性的DVまで保護命令の対象範囲が拡大されました」など、改正内容を簡単に付け加えると良いのではないか。精神的DVは保護命令申立てできず、法制定から20年経って改正されたという意味で大事な点である。また同頁の刑法改正に関して、性虐待の関係で親など監護者から性虐待を受けたら直ちに犯罪となる大きな改正が行われたので「監護者の性交等罪の新設など」の追記をお願いします。次に13頁の「保護更生」の次の「措置」は新法制定でも残念ながら脱却できずそのまま残っているため削除して「保護更生の考え方から脱却し」に修正が必要である。15頁の②について、「市は」が主語のため、述語は「を求めます」ではなくて、「が求められています」ではないか。31頁（2）に関して、「雇用、福祉、教育」という三つが挙げられているが、保

健医療も重要であるため、教育の後に「保健」を入れてほしい。

（高橋専門調査員）戒能委員から6点の御指摘いただいた。一つ目の意義について、「不可欠であることを明示した」、「不可欠であることを提示した」で修正するか、もしくは「そうした困難を抱える女性の現状を明らかにすることによって、男女共同参画社会の形成に向けた課題を提示することができる点です」など文章全体を修正するかという御提案をいただいた。この点について、他の委員から御意見あればお願いします。DV防止法、刑法、また13頁の「措置」の削除、主語が市となる箇所の述語、保健の追記に関していただいた御指摘は修正する。

（板井副会長）2頁目の意義に関して「一体化することは、大きく二つの意義がある」というところで、一つ目の前に改行を入れてはどうか。一つ目の意義を改行して目立たせたほうが見やすい。次に、9頁の目標Ⅰの2行目に関して、「イベントの実施が行われました」ではなく「イベントが実施されました」のほうが言葉が重ならずよいのではないかと。同頁の目標Ⅱに関して、審議会の個所で「推進において配慮を依頼しました」のほうが読みやすい表現であるかと思う。次に21頁の今後の方向性の赤字になっている文章の下に「男女別に偏りがある」とあるが「男女で偏りがある」がより正確である。最後に34頁の施策一覧の個所で、施策の（7）（8）など一部スペースが他と異なるので修正を。またⅡの目標だけ中央揃えになっているので、左揃えにしたほうがよい。なお、これまで答申は市のホームページに掲載されているが、概要版も掲載あったほうが分かりやすいのではないかと。

（高橋専門調査員）副会長からいただいた本文中の修正について、全て反映する。また、概要版について3月21日に会長と副会長から市長に答申いただく際は、概要版を使ってご説明いただくことになる。その概要版をホームページに掲載するかについて、これまでは概要版は公表していなかったため、答申までに検討してお返しさせていただきたい。どうぞよろしくお願いいたします。

（村尾会長）他の委員からいかがか。

（高橋専門調査員）前回検討事項になっていた、第4章の重点項目の順番については今回の案で確定としてよい。

（村尾会長）委員から御異論ないためこの構成で確定とする。

（樋口委員）32頁の3番目の地域における多様な関係機関の連携に関して、「10年経過したことを踏まえ、市民な身近な」とあるが「市民に」がよいのではないかと。69頁の部会報告書に関して、相談窓口の周知等の相談につながる取組の推進とあるが、これは相談者に関することか、それとも相談することを指すのか。対象者に関するのであればもう少し分かりやすい書き方があるのではないかと。3点目に27頁に関して、男女共同参画に関わる広報に関して、私自身仕事を通じて企業がSNS対策をしていることを認識しているが、ファクトチェックがなされないSNSもあり、そこから詐欺被害などが起きることもあるので、単純にメディア媒体を活用していくことが大事とは言い難い。このため、民間団体との連携がこの点でも重要になるのではないかと。民間企業と行政が情報の整理などを一体的に行うことで、民間の広報が役に立つことにもなるのではないかと。この点は修正というより意見としてお伝えする。

（高橋専門調査員）1点目について修正を反映する。2点目の部会報告書について、相談につながるとは相談することにつながるという意味である。ただ部会報告書はすでに審議会に御報告いただき、内容としては確定しているため、答申では修正できないことを御了承いただきたい。3点目について、情報提供における民間団体との連携に関して広い視点から御意見いただいたという形でいただき、答申の文章はこのままとさせていただきたい。

（樋口委員）承知した。

（村尾会長）アンコンシャス・バイアスについて「無意識の思い込み」という日本語訳が当てられているが、最近では思い込みではなく偏見であることを強調した訳の方が適切であると、心理学会などからも意見が出ている。このため「無意識の思い込み」ではなく「無意識の偏見」で統一したらどうか。用語解説では「無意

識の思い込みとも呼ばれる」など追記しても良い。ジェンダー統計の個所の修正はこれでよい。用語集に関して、「J Kビジネス」の項目で「いわゆる営業のこと」とあるが何か文が抜け落ちているかと思うので確認をお願いする。用語解説の「ジェンダー」について、「生まれ育った環境から生じる男女の違い（性差）や、社会的に決められた男女の役割（性役割）を表す言葉」で、現在では、「人間を男女（またはそれ以外）に分類するようなものの見方そのものを指すこともあれば、単に「性別」という意味で用いられることもある」とあるが、性別の意味で使用するのは昔からある使い方であり、だからこそ男女が比較できる統計をジェンダー統計、ジェンダー平等といった言葉が使用されてきた。今の記載で、ジェンダー統計やジェンダー平等に関する問題意識が伝わるのか懸念を感じるので、この点を補足いただきたい。また性自認を「こころの性」と表記することについて、行政としてこの言葉を普及させたい意図があるのか。「こころの性」という表現で、体の性とこころの性があるという単純な理解に結び付かないか、また国によっても認識は異なるかと思うので、あえて「こころの性」という表現を使用しなくてもよいのではないか。

（高橋専門調査員）アンコンシャス・バイアスについては、「無意識の偏見」で統一する。用語解説について J Kビジネスの個所はすぐに確認する。ジェンダーについては、第9期まで審議会の委員だった加藤秀一先生に確認し、この定義にした経緯がある。ただこれで固定というわけではなく、ぜひその時に審議会から御意見いただき修正でできればと思う。先生のご提案は、「性別という意味でも用いられる」という箇所を削除するという理解でよいのか。

（村尾会長）むしろ性別という意味で使用されることが多いので、不可的な用法のように解説することに違和感を覚える。ジェンダーとは社会的な性差、男女間の違いを言及するために使用されてきた。セックスでもよいが、こちらは違う意味合いでも使われるため、ジェンダーの方が使いやすいと認識されてきた面もある。そうした点を理解しないと、ジェンダー平等が何を指すのか、分かりづらいのではないか。

（高橋専門調査員）それでは、何か文章を入れ替えた方がよいのか。

（村尾会長）歴史的に見ると、おそらく性役割論や女性に参政権がなくとも普通選挙成立といった時代があり、男女の対立構造や序列づけを明らかにする中で、第二波フェミニズムなどジェンダーがほぼ男女と同じ意味で使用された時代もあり、さらに社会的に決められた男女の性を分類するようなものの見方を指すジェンダーという使われ方も出てきている。現在の記載だとこうした経緯が踏まえられておらず、あまりよくないように思う。

（板井副会長）用語解説でジェンダーと性的マイノリティの書き方を考えると、ジェンダーを割り当てられた性別といった一般的な書き方にして、その説明を加えるのはどうか。そして性的マイノリティの個所に「トランスジェンダー（体と心の性が一致しない人）」とあるが、この表現には非常に違和感がある。おそらくトランスジェンダーを「割り当てられた性別に対する違和感を持つ人」といった表現に書き換えれば、ジェンダーの用語説明の個所とも齟齬がなく書けるのではないか。加藤先生のご提案の説明は、性差と性役割というのがジェンダー概念において重要であるという認識に基づいていたかと思うが、この答申の趣旨を考えると、出生時に性別を割り当てられる社会の中で、ジェンダー統計などをどのように行っていくかという議論として整理したほうが分かりやすいのではないか。

（村尾会長）割り当てられた性別というのは、説明の文脈を必要とする用語であると感じる。特にそうした表現は、生まれ持った性別、生物学的な性別といった言葉を使用したくないという一つの運動的なスタンスを反映していると私自身は理解している。性的マイノリティの人々への配慮が欠けてはいけないし、その人権問題をこの答申でもその点を明確にする必要がある。一方で、そうした表現自体が特定のスタンスを出すものであり、現状の社会の中で意見の割れている問題に関して、川崎市の立場やほかの政策との整合性との関連で問題ないのか懸念する。以前、女性支援法に関するトランスジェンダーの女性に関する記載についても、川崎市としてそこまで強い姿勢はなかったということも確認したことがあった。

（高橋専門調査員）ジェンダーに関して、もし表現のご提案があればお願いします。事務局でも検討して修正

案を考える。「こころの性」については行政用語となっており、川崎市でも人権施策で使用しているが、この答申で必ず入れる必要はないので、御意見を踏まえ削除する。性的マイノリティの個所では、板井副会長からの御提案あったように、「心と体の性が一致しない」ではなく「違和感がある」といった言葉を使って修正する。

（岡田委員）ジェンダー用語について、一市民としては「生まれ育った環境から生じる男女の違い（性差）」とあると、生物学的な性差と文化的で生じた性差の差を表現しているのだと思うのだが、分かりにくく感じる。なので、文化的な性差がわかるような表現にすると良いのではないか。また、18頁の前回意見した個所について、「男性と比べ女性は、自分の能力への自信のなさや家庭生活との両立が懸念事項になっています」とあるが、「客観的に見て同等の能力があるにもかかわらず、例えば自信のなさ」とか、「同等の家庭責任を持つはずだけれども、家庭生活への責任を女性のほうが感じやすい」など、もう少し加筆いただけないか。こうした現象をインポスター・シンドロームと言うが、女性の能力が低いと言った印象を与えない表現を検討いただきたい。それと関連して、54頁の用語解説の「年収の壁」では、「主に健康保険や厚生年金保険の扶養の範囲内で働いている女性や学生などの働き控えにつながる」というところに「キャリア阻害につながるような」といった文言も検討いただきたい。

（高橋専門調査員）ジェンダーに関しては生物学的性差と社会的性差が明確に分けられないのではないかとこの意見もあり、御意見を踏まえて修正案を検討したい。18頁の個所は、データから「客観的に」とまでいえるか確認して修正する。54頁の年収の壁も御提案を踏まえて追記する。

（橋本委員）用語解説については誰でもわかる表現にすること、また川崎市の姿勢を踏まえて検討するといった議論が行われていて、非常に意味のある議論だと感じた。

（板井副会長）性的マイノリティの個所で「セクショナリティが」とあるが、これだとトランスジェンダーが入らないので、表現を変えた方がよいかもしれない。例えば総称をいれずに、同性愛、両性愛、トランスジェンダー、インターセックスの人々などを列挙すればよいのではないか。

（村尾会長）インターセックスという表現は当事者間でも意見が割れており、性分化疾患とだけ表記すればよいのではないか。

（高橋専門調査員）承知した。カタカナは削除する。

（村尾会長）今回が最後の審議会となるため、各委員から答申や、2年間の感想などをお願いします。

（北野委員）2月2日の男女共同参画フォーラムに参加し、アンコンシャス・バイアスが、家庭や社会、教育など色々な分野で刷り込みではないが、無意識にあることを改めて感じた。答申の冒頭に「性別に関わりなく、全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」とあり、この審議会で議論していることの意義の大きさを感じており、地道に地域団体や民間団体と連携して取組を広げていけるとよい。

（嶋田委員）この審議会に参加することで、様々な分野を見ることができて非常に刺激になった。答申については、前回の意見も反映されており、特に追加のコメントはない。

（森委員）審議会で様々な立場の意見を聞くことで、自分の仕事のためにもなったと感じる。答申の趣旨の一体化する意義については、一つ目も二つ目と同じく、まず端的に、男女共同参画社会の形成において不可欠なことは、女性を支援することであることが明記できるようになった点ですと言い切ってしまうと、現在の社会ではこういうふうな、女性が困難に直面しやすい、また困難に直面した女性に限らず、あらゆる女性の支援が中心になるべきです、といった流れにすると分かりやすくなるかもしれない。

（高橋専門調査員）意義の個所に御意見ありがとうございます。御提案のとおり、文章を入れ替えたうえで、戒能委員からいただいた御意見を反映するよう検討する。

（岩崎委員）前回のかわさき☆えるぼしに関する意見の反映にお礼申し上げます。審議会では市役所また委員が男女平等という一つの事案に対して、真剣に取り組んでいる姿を拝見した。自分自身も会社などの場を意

識しつつ、生活に生かしていければと考えている。

（阿部委員）今年の11月からの参加となるが、労働組合関係という立場で参加しており、川崎市は工業地帯で働く男性意識が強かった町ということもあり、女性の力は人手不足も含めて検討が必要だと感じている。各企業も育児休暇や介護休暇は法的にあるが、利用できるかは企業によって異なり、介護による離職もあるので、男女平等という考え方を啓発しながら進めていくことは重要であると思う。

（樋口委員）答申については、今後さらに事務局で精査されるかと思うので、期待している。男女共同参画というテーマは急カーブには変えられないかと思うので、市の事務局が徐々にそれでも確実に進めていただけるとありがたい。

（戒能委員）今期も大変勉強になり、お礼申し上げる。

（岡田委員）こうした行政の審議会委員に今回初めてなり、丁寧に意見をくみ取りながら答申を作っていくことが印象的だった。また私自身はデザインの仕事をしているが、チラシのデザイン一つでもジェンダーの問題は切り離せず、多様な人を表現するうえで気を遣う案件が増えている。今後の審議会の行方も見守っている。

（板井副会長）2年間御礼申し上げます。思想史という歴史研究を専門としており、現実の様々な部署や現場の声、参加される委員の御意見を聞き大変に勉強になった。また、本当に支援が届くべき方になかなか届かないもどかしさを感じたという意味でも、今期は勉強になった。

（村尾会長）2年間、委員の皆様、副会長の板井先生、事務局にお世話になった。川崎市の審議会は議論が活発であり、ここでの意見を政策に反映させていく場、地域の中で地域の住民の方の感覚にも根差した案を提案する重要なプロセスに関与できたことを光栄に思う。これからもこの審議会が、活発な意見の表出の場となり、それが政策に反映されるサイクルが続くことを願っている。答申については本日の御意見を踏まえて修正をお願いする。

議題（2）その他

《事務局から、資料3の説明》

（前回の摘録は確定、本日の摘録は委員に後日送付）

（答申については修正し、後日委員にメールで送付、確定の予定）

以上